



佐賀市歷史的風致維持向上計畫【概要版】



はじめに

目次

- 1 佐賀市の歴史的風致形成の背景
- 2 佐賀市の維持及び向上すべき歴史的風致
- 3 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針
- 4 重点区域の区域
- 5 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携
- 6 文化財の保存又は活用に関する事項
- 7 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項
- 8 歴史的風致形成建造物に関する事項

参考：歴史まちづくり法とは

佐賀市の平野部の成り立ちは有明海に大きく起因し、自然の陸化や鎌倉時代から行われてきた干拓により現在の佐賀平野が形成されてきました。江戸時代には、鍋島氏の居住である佐賀城を中心とした西国の雄藩に相応しい城下町が建設されました。そして、海外に門戸を開いていた長崎と小倉を結んだ長崎街道は、佐賀城下町を貫き、長崎にもたらされた海外の珍しい文物・文化は佐賀の地にも大きな影響を与えてきました。

このような地形的・位置的背景のもと変遷を歩んできた佐賀市には、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物とが一体となった歴史的風致が形成され、今日まで継承されています。

この歴史的風致の維持及び向上を図るため、「歴史まちづくり法」（正式名：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）に基づく計画として、「佐賀市歴史的風致維持向上計画」を策定します。

歴史的風致維持向上計画の名称、計画期間等

名 称	佐賀市歴史的風致維持向上計画
主 体	佐賀市
計画期間	平成24年度から平成33年度までの10年間とする。



佐賀城及び佐賀城下町の遠望（南から）

歴史的風致とは

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されており、ハードとしての建造物とソフトとしての人々の活動を合わせた概念です。（歴史まちづくり法第1条）

1 佐賀市の歴史的風致形成の背景

自然・風土

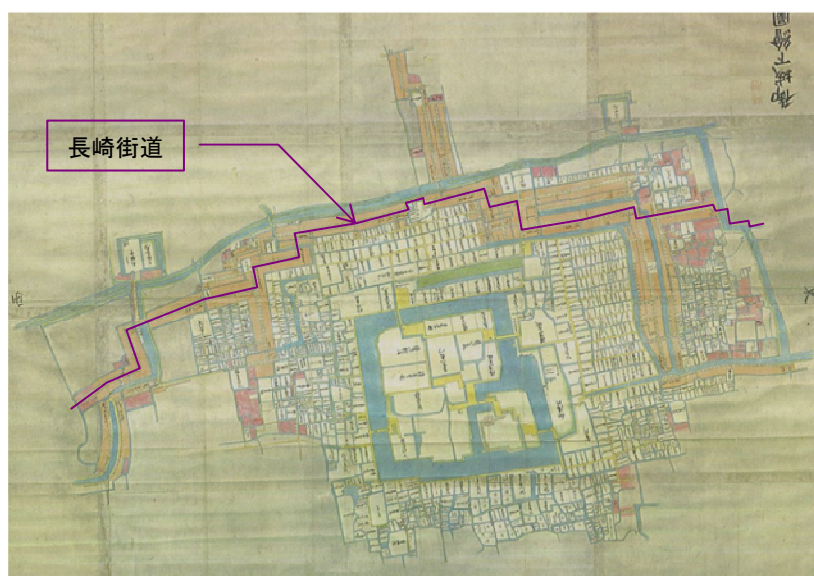
- ・平成17年及び平成19年における2度の市町村合併により、北は脊振山地、南は有明海に達する市域となった。
- ・市域中部以南には佐賀平野が広がる。筑後川や嘉瀬川などの山地浸食による大量の土砂運搬により堆積し形成されたものであるが、鎌倉時代以降、干拓が本格的に行われるようになり、佐賀平野が拡大されていった。
- ・佐賀平野の中央部を南流する嘉瀬川に設けられた分水施設である「石井樋」は、嘉瀬川の洪水防止、佐賀平野への安定した農業用水の確保、そして、佐賀城下町への上水の供給を目的として建設され、今もその機能を継承している。

社会的環境

- ・平成22年の国勢調査では人口237,506人。人口減少、少子高齢化が進展している。
- ・県庁所在地として商業施設が多く、第3次産業の構成比は平成17年度で72.4%である。
- ・農地や山林、漁場も多く、佐賀牛やみつせ鳥、佐賀のりなどの地域ブランド価値の高い商品の生産も盛んである。
- ・市街地の周囲に計画された4車線の環状道路の整備に伴い、人口集中地区（DID）が環状道路周辺まで広がっていった。

歴史的背景

- ・天正12年（1584）に、「五州二島の太守」と称されるまでになった龍造寺隆信が、「沖田畷の戦い」に敗れ戦死した後、隆信の子政家や孫の高房に代わって国政をみることになったのが、隆信の厚い信任を得ていた鍋島直茂（佐賀藩藩祖）である。
- ・直茂の嫡子勝茂は、慶長5年（1600）「関が原の戦い」で龍造寺高房とともに西軍に味方するが、慶長18年（1613）に肥前国35万7千石を安堵され、佐賀藩初代佐賀藩主となり、名実ともに鍋島家による佐賀藩体制が成立する。
- ・佐賀城下町の建設は、天正19年（1591）の佐賀城西半部において始まり、佐賀城総普請は、慶長13年（1608）に開始され慶長16年（1611）に完成する。
- ・佐賀城は、およそ40間の城堀で四方を囲み、その外周に武家地が形成され、また城下町北部の長崎と小倉を結ぶ長崎街道の沿線などには町地が形成された。
- ・その後、城下町の一部に戦災による家屋延焼、また新たな道路建設や開発により、町割の一部が損なわれるが、佐賀城下町全体の町割のほとんどが今に伝えられている。



文化御城下絵図（1810年頃） 財団法人 鍋島報效会 蔵

2 佐賀市の維持及び向上すべき歴史的風致

①城下町の形成とその維持から見える歴史的風致

江戸初期に完成した町割は、ほぼそのままの位置と形状で現代に継承されており、そこで行われる「川干」や消防活動が地域住民によって継承されています。このような地域住民のまとまりが、地域の単位を示す町名や小路名を今に数多く引き継いできた大きな要因となっています。



長崎街道(昭和39年撮影)



「川干」(裏十間川)

②長崎街道と菓子文化の継承から見える歴史的風致

幕府から長崎警備を命じられた佐賀藩は、南蛮文化とともに当時貴重だった砂糖も手に入れることができました。そして砂糖を使った南蛮菓子文化が長崎街道沿いを中心に花開き、実直な佐賀の菓子職人が改良を重ね育ててきた当市の南蛮菓子である「丸ぼうろ」は、現在も市内の多くの店で焼かれ、市民の日常の中に息づいています。



伝統的な菓子・丸ぼうろ



丸ぼうろ

③佐賀藩の近代化産業と伝統産業の継承から見える歴史的風致

佐賀藩が藩をあげて科学技術の習得に力を入れていた「精煉方」の事業のうち、ガラス事業については、経営体制を変えながら引き継がれており、そのガラス器製造の過程には、現在も「精煉方」由来の近代化産業の息吹が感じられます。



伝統的な宙吹き技法



肥前びーどろ

⑤堀文化の継承から見える歴史的風致

低平地である城下町とその周辺は、水の恩恵とともに水害による危険性を持ち合わせています。現在も水の恩恵を享受するため、また大雨による堀や川の氾濫を回避するための「ごみくい」活動等と水難事故から子どもたちを守る「ひゃーらんさんまつり」まつりが継承されています。



ひゃーらんさんまつり
(昭和55年撮影)



ひゃーらんさん
まつりの円座



ごみくい

④城下町の恵比須信仰から見える歴史的風致

他に例をみないといわれるほど恵比須像の数が多いため、市民にとって身近な存在であり、大事にされてきました。今でも恵比須像が新たに造立され続けています。恵比須さんは、ふくよかな笑みを浮かべており、佐賀城下は、「恵比須さんが微笑むまち」でもあります。



“微笑む”恵比須さん



中の橋の恵比須像(1791年)



⑥祭事の継承から見える歴史的風致

広大な佐賀平野は米どころであり、農家の豊饒への祈りや自然への感謝の念が強く、「市川の天衝舞浮立」をはじめ多くの集落で行われている浮立、「白鬚神社の田楽」、「三重の獅子舞」や小正月行事の「見島のカセドリ」等の祭事がそれぞれの地域に受け継がれています。



市川の天衝舞浮立
〔県指定〕



白鬚神社の田楽
〔国指定〕

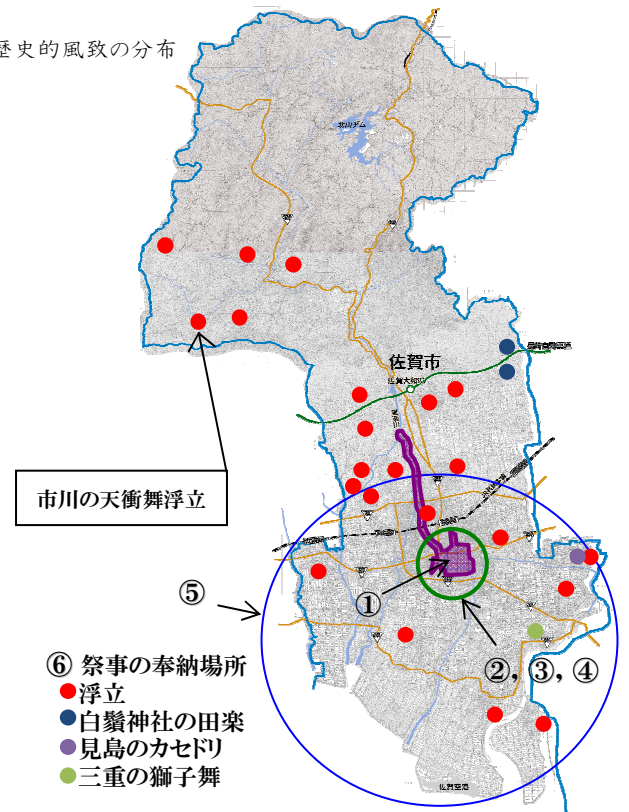


見島のカセドリ
〔国指定〕



三重の獅子舞
〔県指定〕

歴史的風致の分布



3 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

課題

佐賀市固有の歴史的風致を維持及び向上するためには、次の4つの課題があります。

歴史的建造物の保存・活用及びその周辺景観に関する課題

点在している歴史的建造物が除却されたり、十分な維持管理が行われていないために老朽化や損傷が顕著になっている。また、歴史的な趣を損ねた改修も多く、まちなみの統一感が失われつつある。特に、柳町に残る歴史的建造物の活用と統一したまちなみ形成が課題である。

市民の歴史文化への理解と地域固有の歴史文化に関する課題

地域の祭事が中止となったり、お宮等の維持が困難になるなど、地域固有の歴史文化が失われるおそれがある。また、無形の伝統文化や伝統技術の後継者の育成が不足している。このため、文化財の保護と活用に対する市民意識を高めていくための啓発が課題である。

道路及びその周辺環境に関する課題

歴史的建造物や展示施設を回遊するための歩行者や自転車による周遊ネットワークが形成されておらず、休息の場がなく、またファサードの統一感もない。また、長崎街道は、道路や開発等により一部分断されている場所があり、道筋がわかりにくいといった課題がある。

水路及びその周辺環境に関する課題

昭和初期に東堀が埋められたため、城内らしさを感じられない。水汲み場として使われた棚路は、水質悪化と水量不足のため、撤去されたり、埋められたものも多い。また、藩政時代の町割を伝える堀、石橋は、その存在が見えないところも多く、城下町の風情を感じられない。

基本方針

これまでの佐賀市の取り組み状況や課題を踏まえて、今後、佐賀市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るため、次の3つの基本方針を定めます。

歴史的風致を構成する歴史的建造物の保存と活用の推進

伝統と歴史に対する市民啓発と個々の活動への支援

江戸期の町割を継承する道路や水路の保全と活用

歴史的風致の維持向上

4 重点区域の区域

重点区域の区域

重点区域とする区域は、城下町の町割が残り、町割を維持する活動が続けられ、丸ぼうろを代表とする菓子文化と伝統的な技法を継承するガラス器づくりなどの伝統産業や恵比須信仰が今も継承されている佐賀城及びその城下町の範囲を基本として設定します。

具体的には、財団法人鍋島報効会が複数所蔵する御城下絵図の中で、最も時代が下がる1810年頃製作と推定される「文化御城下絵図」に描かれている城下町の範囲及び東側は構口から西側は本庄江川に架かる高橋までの長崎街道の道筋とし、この「文化御城下絵図」に基づき、現在の道路・水路などの公共構造物で区域を定めます。

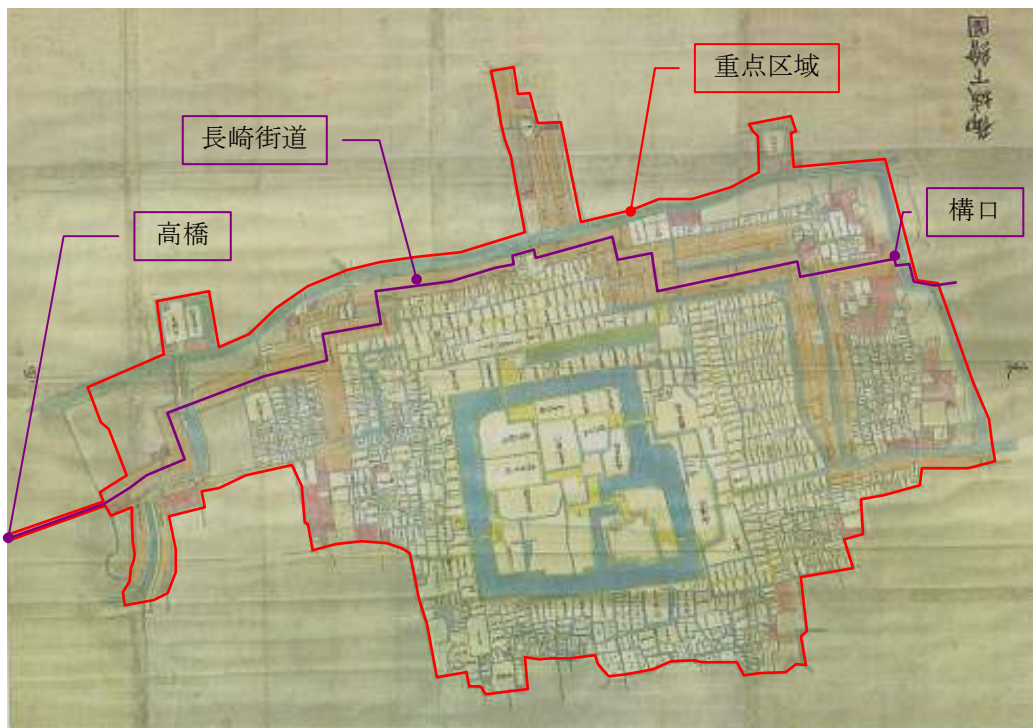
この重点区域のなかには、重要文化財「佐賀城鯨の門及び続櫓」、「与賀神社楼門」、「与賀神社三の鳥居及び石橋」及び史跡「大隈重信旧宅」が位置します。

名称と面積は次のとおりとします。

重点区域の名称：佐賀城下町地区

面積：約400ha

文化御城下絵図（1810年頃）



財団法人 鍋島報効会 蔵

重点区域とは

次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域で、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域を重点区域として指定します。

- ・重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地
- ・重要伝統的建造物群保存地区内の土地
(歴史まちづくり法第2条)

5 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

都市計画法、景観法、屋外広告物法、その他市独自の条例に基づき、各種措置や景観形成地区の指定を通じ、周辺環境保全や歴史的建造物の保存を講じてきました。

都市計画法

○区域区分及び用途地域

重点区域の「佐賀城下町地区」は、全域が市街化区域に位置しています。主な用途地域は、古くから町地であった唐人町、長崎街道沿いの町地が商店街として発展した白山町、呉服元町、松原町や柳町などを商業地域に指定しています。城内は一部を除き、第一種住居地域に指定しています。

○高度地区(平成14年度 都市計画決定)

城堀周辺の大楠の高さを考慮し、城内各地点からの景観シミュレーションを行い、建築物の高さの最高限度を15メートルと定めています。

○地区計画(平成19年度 都市計画決定)

建築物の高さの最高限度を10メートルとして強化を行い、また共同住宅をはじめ城内にふさわしくない用途の制限、それに屋外広告物の制限を行っています。

○風致地区(昭和25年度 都市計画決定)

市街地に残る小規模な緑地の保全のため、松原神社・佐嘉神社の外苑を「風致地区」に定め、建築物の高さの最高限度を15メートルとし、建ぺい率、壁面後退の強化及び緑地率などを定めています。

○特別用途地区〔文教地区〕(昭和48年度 都市計画決定)

都市環境を保全するために、ホテル・旅館及び遊戯施設などの建築物の用途を制限しています。

景観法

○佐賀市景観計画

(平成23年度変更)

市全域を「景観計画区域」とし、「佐賀城下町周辺エリア」を「景観誘導エリア」として位置付け、総合的な景観施策を展開し、景観誘導を図っていきます。

また、柳町地区及び城内地区を「景観形成地区」に指定し、景観形成基準を設け、今後も良好な景観形成を図っていきます。

屋外広告物法

○佐賀市屋外広告物条例

(平成20年4月施行)

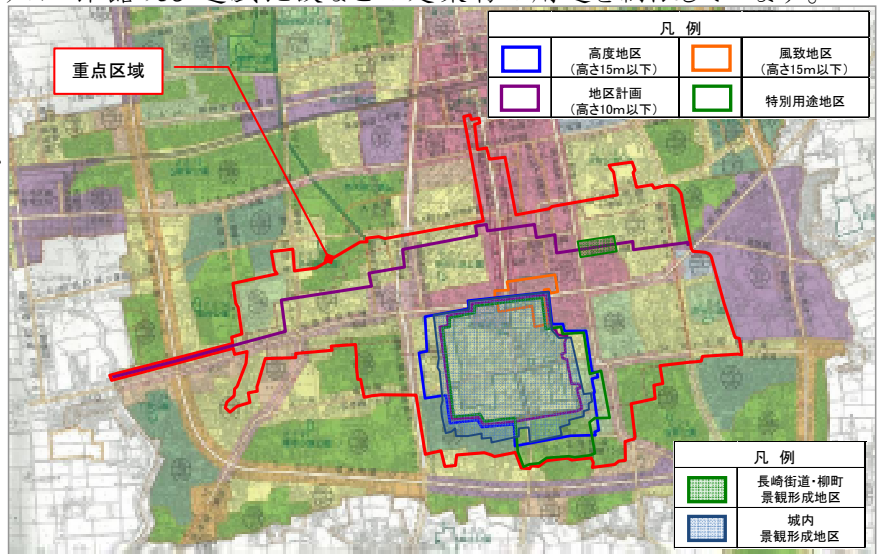
平成17年6月に景観行政団体となり、平成20年4月に佐賀市屋外広告物条例を施行しました。条例対象を市域全域とし、地域の特性や土地利用状況から、原則として広告物を表示できない禁止地域(2分類)と許可地域(3分類)に区分し、それぞれの地域に屋外広告物の面積、高さ、色彩、個数等について基準を設けて、広告主・屋外広告業者等に対し、適切な掲出がなされるよう規制誘導を行っています。特に、違法広告物に対しては積極的に対応しており、禁止区域での違法広告物の撤去を進めています。

○佐賀市みどりあふれるまちづくり条例(平成17年9月施行)

目に見えるみどりを増やすため、道路に接する部分や多くの市民が見たり感じたりすることができる空間からみどりを増やすようにしています。

また、今ある歴史的みどりを守るため、古木や巨木を市保存樹として指定し、樹木の治療を行うなどの保護事業を実施しています。

平成23年8月には中心市街地及びその周辺に「みどり重点地区」を指定しており、これにより、さらなる市街地の緑化を推進します。



6 文化財の保存又は活用に関する事項

佐賀市全体に関する事項

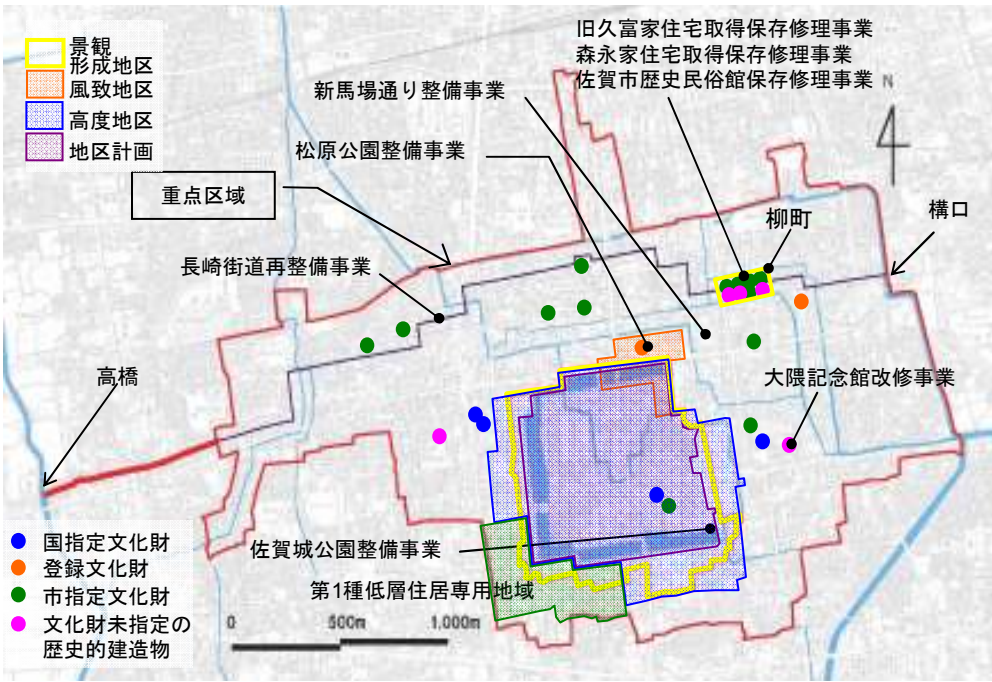
- ・保存活用計画の策定については、今後、個別の文化財の状況を確認しながら、保存活用計画の策定に向けて検討を進めていきます。それまでの間は、文化財保護法、県及び市の文化財保護条例、文化振興基本計画に基づき、適切な文化財の保存・活用を行うものとします。
- ・未指定の文化財については、価値調査を行い、その調査に基づき指定・登録を行うとともに、その保存と活用に努めます。
- ・文化財の修理(整備)にあたっては、文化財保護法が定める現況変更許可などの法令を順守し、必要に応じて、文化庁をはじめ関係機関、専門家の助言を仰ぎ、文化財の価値を損なわないよう所有者などに適切な助言を行うとともに、修理のための必要な支援措置を図ります。
- ・埋蔵文化財包蔵地とその周辺で計画される開発については、事前協議を行うとともに、確認調査を実施した上で必要に応じて本発掘調査を実施し、開発と文化財保護との調整を図っていきます。

重点区域に関する事項

- ・建造物のうち未指定の文化財について、その価値が認められるものについては、文化財保護法による文化財の指定を進め、また必要に応じて歴史的風致形成建造物に指定し、その保存と活用を図ります。
- ・重点区域に位置する国指定重要文化財「佐賀城鯨の門及び続櫓」、「与賀神社楼門」、「与賀神社三の鳥居及び石橋」及び国指定史跡「大隈重信旧宅」については、必要な保存修理を行います。
- ・歴史的建造物が集積する柳町で「佐賀市歴史民俗館」として既に活用している5棟についても必要な保存修理を行います。
- ・伝統工芸については、調査を進めながら文化財指定の可能性を探っていきます。
- ・無形の文化財については、継承する地域の方々や保存団体等の担い手との連携を強化し、必要な調査の実施や記録に努めるとともに市民に対する普及活動に努めます。
- ・重点区域に点在する歴史的建造物については、所有者や管理者との協議の上、保存・修理に対する助成を行います。
- ・「大隈記念館」の展示施設及び展示物の更新に取り組み、まちづくりの啓発の場とします。また、指定文化財の重要性を理解してもらうために、その概要を記した「指定文化財要覧」を市町村合併により新たに編纂する必要があり、平成23年度から取り組んでいます。
- ・都市計画法に基づき、城内地区に地区計画を指定し、建造物の高さの最高限度を10メートルとする高さ制限や用途制限及び屋上広告物などの禁止を定めています。また城内周辺についても「高度地区」の指定により建造物の高さの最高限度を15メートルと定めています。城内周辺の環境を保全するため、今後とも厳格な運用を行っていきます。
- ・景観法に基づく「佐賀市景観計画」では、城内及びその周辺と柳町に「景観形成地区」を指定し、良好なまちなみを保全するために適切な誘導を行っています。
- ・埋蔵文化財については、重点区域内及び周辺には江戸時代の遺構が想定されるので、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、歴史的な建造物の近辺や長崎街道の沿線などで開発行為が計画される際には、開発原因者に埋蔵文化財確認調査の実施に向けて理解・協力を求めています。また、確認調査の結果、遺構が確認された場合には、文化財保護法に基づき発見通知を提出し遺跡としての周知化を図っており、今後も同様に実施してまいります。

7 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

江戸時代からの城下町の町割が残し、その町割を維持する活動が行われています。また、伝統文化や恵比須信仰も継承されています。その城内及び城下町の範囲を基本として重点区域を設定し、歴史的風致の維持及び向上を図っていきます。



歴史的建造物等の保存に関する事項

重点区域内に位置する2箇所の都市公園の整備を進めます。

松原公園整備事業

(赤:全体計画区域)
徴古館(国登録有形文化財)周辺を歴史公園として公園区域を拡大しながら緑化施設・広場等の整備を行います。



佐賀城公園整備事業

昭和初期に埋められていた東堀の一部復元を行います。



周遊ルートの整備及び道路・水路の整備に関する事項

歩行者や自転車、より快適に回遊できるよう、整備を行います。

長崎街道再整備事業

長崎街道の再整備を行い、快適に散歩できるよう整備します。



新馬場通り整備事業

市民団体による松原神社の参道復活を目指す運動と連携し、参道の高質化事業等を行います。



石橋再生事業

石橋の位置を調査し、アスファルト等に覆われた石橋を表面に出す再生整備を行います。



水路保全整備事業

水路の石積護岸や柵路等の保全と整備を行います。



周遊ルート環境整備事業

より快適に周遊できるよう景観に配慮した防護柵等の整備を行います。



案内・説明看板及び誘導看板整備事業

指定文化財や歴史資産の案内・説明看板や誘導看板の統一デザインをつくり、設置を行います。

- 重要文化財「佐賀城城の門及び続櫓」保存修理事業
 - 重要文化財「与賀神社楼門」保存修理事業
 - 重要文化財「与賀神社三の鳥居及び石橋」保存修理事業
 - 史跡「大隈重信旧宅」保存修理事業
- 重要文化財・史跡の保存修理を行います。

景観に関する施策

景観計画(H23変更)

柳町と城内及び周辺を景観形成地区に指定し、良好な景観を維持します。

屋外広告物条例

市域全域を対象とし、違反広告物に対して積極的な対応をします。

歴史的建造物等の保存に関する事項

市内に点在する歴史的建造物を保全・再生し次世代に継承していきます。特に歴史的建造物が多く残る柳町については、まちなみの保全に努めます。

旧久富家住宅取得保存修理事業
大正期の大型町家である旧久富家を取得し、保存・公開のための修理を行います。



旧久富家住宅 (柳町)

森永家住宅取得保存修理事業
明治前期の主屋や土蔵が残る森永家を取得し、保存・公開のための修理を行います。



森永家住宅 (柳町)

佐賀市歴史民俗館保存修理事業
長崎街道沿いの柳町に建つ旧古賀銀行等の5棟について、保存修理を行います。



佐賀市歴史民俗館 (旧古賀銀行)

大隈記念館改修事業
大隈重信侯にまつわる歴史資料を展示する「大隈記念館」について、内部及び設備工事と展示物の更新を行います。



大隈記念館

- ・佐賀城堀の水の循環事業
- ・佐賀市歴史民俗館周遊ルート及び駐車場整備事業
- ・ファサード整備事業
- ・徴古館を活かしたまちづくり推進事業
- ・佐賀市文化遺産活用「まちなみがき・人みがき」事業
- ・地域文化保存・継承支援事業
- ・指定文化財要覧作成事業
- ・まちづくりファンド活用事業
- ・佐賀市指定文化財維持管理謝礼金 等

8 歴史的風致形成建造物に関する事項

歴史的風致形成建造物の指定

佐賀市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定します。

指定方針

指定の基準

重点区域内における国指定文化財を除く歴史的建造物で、以下のいずれかに該当するもの

ア 意匠、形態、技術性がすぐれているもの

イ 歴史性、地方の固有性、希少性等の観点から保存が必要なもの

ウ 外観が景観上の特色を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持向上に寄与すると認められるもの

ただし、以下の条件を満たすものとする。

・概ね築50年程度経過しているもの

・所有者または管理者等により、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあること

指定の条件

次に掲げる指定条件のいずれかに該当するものを対象とする。

ア 国の登録有形文化財(文化財保護法第57条第1項)

イ 佐賀県重要文化財(佐賀県文化財保護条例第4条第1項)

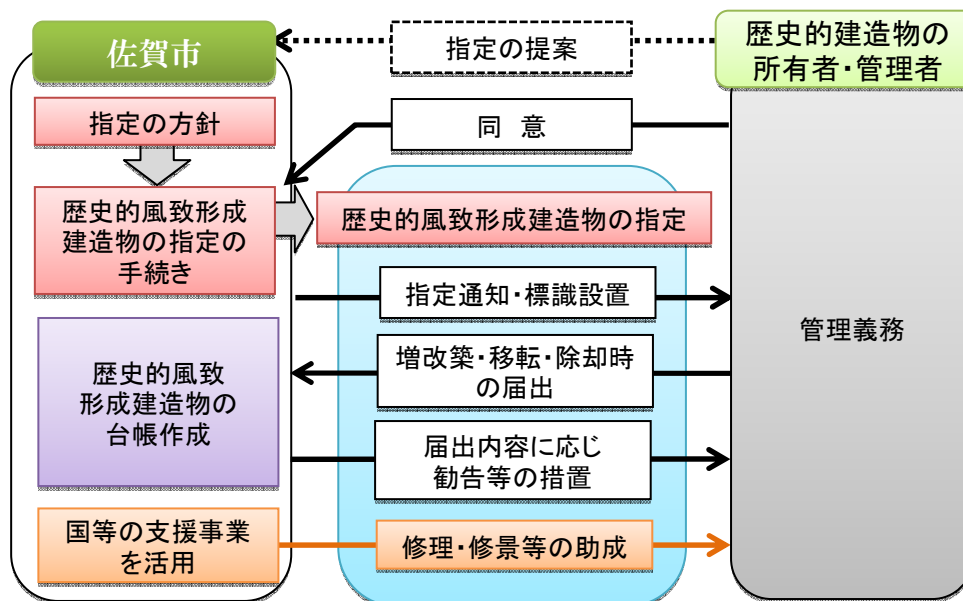
ウ 佐賀市重要文化財(佐賀市文化財保護条例第4条第1項)

エ 景観重要建造物(景観法第19条第1項)

オ 22世紀に残す佐賀県遺産の認定建造物

カ その他、歴史的風致の維持及び向上に資するものとして佐賀市長が特に認めたもの

指定制度の仕組み



参考：歴史まちづくり法とは

(正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)

法律制定の背景

歴史的なまちなみの保全等については、古都保存法、文化財保護法、景観法、都市計画法などに基づく制度があります。

しかし、古都保存法はその保存対象を古都の周辺における自然環境に限定していること、文化財保護法は文化財の周辺環境の整備を直接の目的としているものではないこと、景観法や都市計画法は規制措置を中心としており、歴史的な建造物の復原などの歴史的な資産を活用したまちづくりへの積極的な支援措置がないことといった限界がありました。

そこで、地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出す良好な環境(歴史的風致)の維持向上のため、文部科学省(文化庁)、農林水産省、国土交通省共管の法律である歴史まちづくり法が平成20年5月に制定され、同年11月に施行されました。

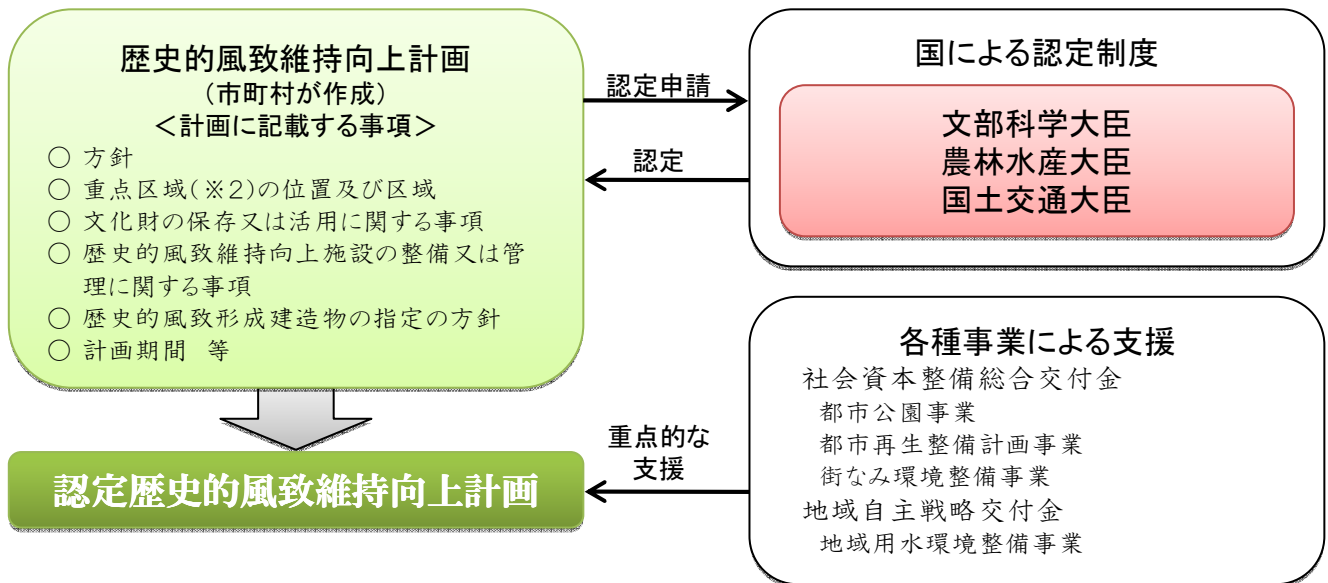
法律の概要

この法律は、市町村の歴史的風致(※1)の維持向上を図るため、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画を国が認定し、その計画に基づき、国の支援も受けながら歴史まちづくりを推進することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展と文化の向上に寄与することを目的としています。

※1 歴史的風致

「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されており、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動をあわせた概念です。

(歴史まちづくり法第1条)



※2 重点区域

歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要である区域を重点区域として設定します。

*この重点区域の設定は、国の指定文化財等(重要伝統的建造物群保存地区内の土地も含む)の用に供される土地を含む必要があります。

*区域内にある建造物等に対し、新たな規制が行われるものではありません。(ただし、歴史的風致形成建造物に指定された建造物を除く。)



佐賀市歴史的風致維持向上計画
【概要版】

平成24年3月5日 認定

佐賀市 企画調整部 歴史まちづくり課
〒840-8501 佐賀市栄町1番1号
TEL 0952-40-7103 FAX 0952-40-7388
E-mail rekishi@city.saga.lg.jp



本計画の本冊は、佐賀市のホームページに掲載しています。

また、歴史まちづくり課で閲覧できます。

- ・佐賀市のホームページ「市民情報」から
市政案内 ⇒ 行政情報 ⇒ 計画・報告 ⇒ 佐賀市歴史的風致維持向上計画
の順にアクセス